

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とは

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

＝ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ＝

拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による拉致容疑事案等について

警察では、令和4年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断しています。拉致に関与したとして、北朝鮮職員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配も行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めているところであります。

拉致やその可能性が排除できない事案については、その多くが発生から相当の年数が経過していることから、広く国民からの情報提供を求めるため、平成25年6月から、御家族の同意を得られたものについて、行方不明者の事案の概要等を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載しています。

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生活・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題です。

我が国は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることにしています。

北朝鮮による拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、
秋田県警察本部（018-863-1111）または各警察署

までお知らせ下さい